

認 定 証

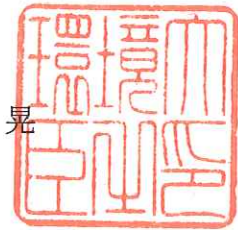
兵庫県尼崎市東浜町1番地の1  
関電ジオレ株式会社

代表取締役 柴垣 雄一

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）  
第15条の4の4第1項の認定を受けた者であることを証する。

平成25年7月11日

環境大臣 石原伸晃



記

1. 認定の年月日 平成25年7月11日
2. 認定番号 平成25年第5号
3. 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類  
イ 法施行令第2条の4第5号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、  
次の(1)又は(2)に掲げるもの  
(1) 電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、  
微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの  
(2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
4. 無害化処理の方法  
焼却（ロータリーキルン燃焼方式）



5. 無害化処理の用に供する施設の種類  
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
  
6. 無害化処理の用に供する施設の設置の場所  
兵庫県尼崎市東浜町1番1
  
7. 無害化処理の用に供する施設の処理能力  
廃ポリ塩化ビフェニル等                      7. 6 8 k L/日
  
8. 収集又は運搬の有無  
有 ・  無
  
9. 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ  
積替え又は保管は行わない。

以上